

“關係諸規定”

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章	総則（第一条—第三条）
第二章	総長（第四条—第九条）
第三章	役員及び顧問（第十条—第二十二条）
第四章	理事会（第二十三条—第二十五条）
第五章	評議員会（第二十六条—第三十四条）
第六章	資産及び会計（第三十五条—四十一条）
第七章	収益事業（第四十二条—第四十三条）
第八章	基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）
第九章	合併及び解散（第四十五条—第四十六条）
第十章	公告（第四十七条）
附則	

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲

げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学 院 法学研究科・経済学研究科・商学研

究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部 法律学科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科

商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気工学科・工業化

学科・管理工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・工業化学科・管

理工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

- 一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者
- 二 この法人の専任教職員
- 三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に
関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

2 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置）

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

（種類）

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

（議決の方法）

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公告

（公告）

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

- 3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問

は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会報の発行
- 二 学員会館の管理運営
- 三 奨学援助および学術研究に対する助成
- 四 各種研究会、見学会および講演会の開催
- 五 学員名簿の編纂
- 六 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部および支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十番地におく。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設けることができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

(役員)

第六条 本会に、会長一名、副会長七名以内、幹事七十名以内、会計監事五名以内、協議員六百名以内をおく。

2 本会に、二十名以内の常任幹事をおく。

3 会長、副会長、幹事、会計監事および支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、すべて二年とする。

2 補欠、補充または増員によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間と同一とする。

(役員の職務権限)

第八条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事および協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会および協議員会において、おのおの所定の職務を行

う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第九条 会長、副会長、幹事および会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会および総会において定める。

4 常任幹事は幹事の互選による。

(顧問および参与)

第十条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問は、本会の会長に在任した者とし、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 顧問および参与は、協議員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十一条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時総会を招集することができる。

4 総会の招集は、会日の二週間前に学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項を審議する。

(協議員会)

第十二条 協議員会は、定時協議員会と臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもって行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、

議事を開き議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めある場合を除いては出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

(幹事会)

第十三条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり学員の推薦、規則、細則の制定改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十四条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

第十五条 本会は、必要に応じ幹事会の議を経て委員会をおくことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第十六条 第三条第三号に定める事業を行うため財団法人白門奨学会を設置する。

2 この法人は、学員会の管理に属し、その運営は、寄附行為の定めるところによる。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第十七条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第十八条 本会の経費は、会費、寄附金、事業収入および補助金をもってあてる。

(会費)

第十九条 会費は、金二万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

(会計年度)

第二十条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

(会則の改正)

第二十一条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事務局)

第二十二条 本会に、事務局をおく。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

附則

(改正会則の発効)

この会則は、協議員会において議決されたときから効力を

生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年五月末日までとする。

(参考の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十条第三項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第十九条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十五条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第十九条の規定にかかわらず一万五千円とする。ただし、昭和五十二年十二月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十二年度の会計年度)

8 昭和五十二年度の会計年度は、第二十条の規程にかかわらず、昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までとする。

附 則

(昭和五十二年五月十二日施行)

(経過規程)

第十六条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧十六条の定めるところによる。

財団法人 白門奨学会寄付行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、財団法人白門奨学会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目一 番地中央大学会館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、東京都で高等教育を受ける学生のうち、学業・人物ともに優秀かつ健康であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学資金の貸与又は給付
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 この法人設立当初中央大学学員会の寄付に係る別紙財

産目録記載の財産

- 二 資産から生ずる果実
- 三 事業に伴う収入
- 四 返還金
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種類)

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならな

い。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金等運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第一〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剰余金の処分)

第一条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎会計年度終了後三カ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第二条 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌月三月三十一日に終わる。

第四章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員定数)

第一四条 この法人には、次の役員を置く。

理事 八人以上十三人以内

監事 二人以上三人以内

(役員の選任)

第十五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一人、及び常務理事二人を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の一人及びその親族その他特殊の関係にある者の数が理事総数の三分の一を超えて含まれることにならない。

3 監事は、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事長の職務及び職務代行者等)

第一六条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を

代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第一七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第一八条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び東京都教育委員会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期及び解任)

第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは

なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる場合には、その任期中であっても、評議員会及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経てこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第二〇条 役員は、有給とすることができる。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

第二一条 この法人には、評議員二十人以上二十五人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員には第一五条二項及び第一九条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第二二条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第二三条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、二年とする。

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し必要と

認める事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第五章 会 議

(理事会の招集)

第二五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、会議の五日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第二六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、当該議事について、あらかじめ書面をもって表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、

前二項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(諮問事項)

第二七条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 不動産の買入れ、又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項

四 長期借入金についての事項

五 奨学金貸与規程、及び選考委員会規程の変更に關する事項

六 その他この法人の業務に關する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 前二条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第二八条 理事会の議事について、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 理事の現在数

三 会議に出席した理事の氏名

四 委任状を提出した理事の氏名

五 議決事項

六 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

- 2 議事録には、議長及び出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人二人以上が、署名しなければならない。

- 3 前二項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六章 選考委員会

(選考委員会)

第二九条 この法人には、第四条第一号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

第三〇条 選考委員会は、八人以上一〇人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 3 選考委員の任期は、二年とする、ただし、再任を妨げない。

- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が三名を超えて含まれることになってはならない。

第七章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第三一条 この寄付行為は、理事及び評議員の現在数の三分の二以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受

けなければ変更することができない。

(解散)

第三二条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第三三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第八章 補 則

(細則)

第三四条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、財団法人白門奨学会貸与規程を制定し、または変更しようとするときは、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この法人の寄付行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法人の当初の会計年度は、第一三条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 年 月 日までとする。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第一五条の規定にかかわ

らず、次のとおりとし、その任期は、第一九条第一項の規定にかかわらず設立許可の日から、昭和五五年四月三〇までとする、

理事(理事長)	谷村唯一郎
理事(常務理事)	亀井幸次
理事(常務理事)	高木友之助
理事	臼田義弘
理事	小野三郎
理事	日下文雄
理事	久保田栄
理事	清水睦
理事	堂野達也
理事	長谷川広
理事	水野富久司
理事	村上茂利
理事	本島寛
監事	小川浩八郎
監事	斉藤清秀
監事	鈴木秀雄

(五十音順)



中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正五五・五・二七)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学会で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学会たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び

幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

附 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

この会則の施行の日に役員である者の任期は、昭和五五年度定時総会の日までとする。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による

臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票又は投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 二四名以内
- 5 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日より施行する。

中央大学法曹会役員等名簿（昭和五五年度）

一、中大法曹会顧問・役員等

（五十音順）

（1）顧問

石井一郎 石田寅雄 井出甲子太郎 今井忠男 大塚喜一郎

荻山虎雄 柏原語六 金子文六 兼平慶之助 河井信太郎

倉田雅充 小池金市 後藤英三 谷村唯一郎 堂野達也

藤井暹 松井宣 円山田作 八島三郎 山本清二郎

山本政喜

（2）参与

栄沢忠幸 小川泉 小木貞一 川島仟之助 斎藤岩次郎

鈴木清二 鈴木近治 戸田宗孝 外村隆 橋本三郎

松島政義 米田為次

（3）幹事長

○木戸口久治（二弁）

（4）副幹事長

繩稚登（東弁） 深沢勝（一弁） 斎藤兼也（二弁）

糟谷忠男（裁判所） 水原敏博（検察庁）

(5) 幹事(東京弁護士会)

○印は常任幹事

阿部 三郎 赤坂 正男 ○秋 知和憲 浅見 昭一 安藤 章

猪股 喜蔵 石井 嘉夫 内野 経一郎 太田 常雄 金沢 恭男

○亀井 忠夫 菊池 利光 久木 野利光 ○日下文 雄 ○小林 宏也

児島 平 佐伯 弘 榊原 卓郎 桜井 公望 ○篠原 千広

菅沼 隆志 ○鈴木 秀雄 須藤 正彦 高木 茂 ○滝沢 国雄

玉田 郁生 名波 倉四郎 中井 宗夫 中村 茂八郎 縄 稚登

服部 邦彦 ○原山 庫佳 日野 久三郎 平岡 高志 藤井 光春

本間 崇 水上 喜景 ○森田 洲右 ○安原 正之 山本 忠義

(第一東京弁護士会)

岩田 豊 ○梶原 止 設楽 敏男 ○信部 高雄 ○柴田 徹男

田口 邦雄 萩原 平 原 秀男 深沢 勝 藤本 勝也

松家里 明 山崎 源三 山田 賢次郎 ○依田 敬一郎 吉本 英雄

米田 俊夫 ○若林 秀雄 渡辺 洋一郎

(第二東京弁護士会)

○内山 弘 大塚 功男 大西 保 小野 道久 小野田 六二

川坂 二郎 木戸 口久治 小海 正勝 斎藤 兼也 ○坂本 建之助

高橋 一郎 高橋 梅夫 ○高橋 守雄 中津 靖夫 中吉 章一郎

○野宮利雄 村山芳朗 吉田和夫

(裁判所)

○浅香恒久 糟谷忠男 佐野昭一 新矢悦二 杉山英巳

滝田 薫 土田 勇 ○豊吉 彬 長久保 武 並木 茂

舟橋定之 山本和敏

(検察庁)

近藤太朗 ○佐野真一 神宮寿雄 末永秀夫 ○竹村照雄

水流正彦 ○寺西輝泰 中津川 彰 松浦 恂 水上寛治

水原敏博 宗像紀夫

(6) 会計監事

岩田満夫(東弁) 森 謙(一弁)

鈴木喜三郎(二弁)

(7) 事務局

事務局長 高橋梅夫(二弁)

次長 須藤正彦(東弁)

渡辺洋一郎(一弁)

中津靖夫(二弁)

山本和敏(裁判所)

佐野真一(検察庁)

二、中大法曹会各種委員会委員

◎印は委員長

(1) 人事委員会

赤坂正男 鈴木秀雄 滝沢国雄 水上喜景(東弁)

◎倉田雅充 依田敬一郎(一弁)

小野道久 坂本建之助(二弁)

大前邦道(裁判所)

水原敏博(検察庁)

(2) 会報編集委員会

小林宏也 中村茂八郎 吉沢敬夫(東弁)

◎原秀男 米田俊夫(一弁)

小西輝子 雪下伸松(二弁)

浅香恒久(裁判所)

中津川彰(検察庁)

(3) 会則改正委員会

赤坂正男 ◎鈴木秀雄 滝沢国雄 安原正之 安藤章

内野経一郎 亀井忠夫 本間崇(東弁)

岩田豊 信部高雄 柴田徹男 若林秀雄(一弁)

小野道久 笠井盛男 高橋守雄 吉田和夫(二弁)

佐野昭一 豊吉 彬(裁判所)
佐野真一 竹村照雄(検察庁)

(4) 法職コース協力委員会

◎安藤 章 浅見昭一 猪股喜蔵 内野経一郎

三宅雄一郎(東弁)

篠原由宏 深沢隆之 依田敬一郎(二弁)

川坂二郎 小海正勝 穴戸金二郎(三弁)

難波孝一 舟橋定之(裁判所)

寺西輝泰 原武志(検察庁)

(5) 大学問題委員会

赤坂正男 阿部三郎 石井嘉夫 石田寅雄 市橋千鶴子

太田常雄 荻山虎雄 川島仟之助 日下文雄 小池金市

後藤英三 鈴木秀雄 滝沢国雄 竹内三郎 堂野達也

山本忠義 山本政喜 小木貞一 金子文六 (東弁)

井出甲子太郎 岡田錫淵 小田中政義 原秀男 河井信太郎

倉田雅充 信部高雄 田中政義 原秀男 宮田光秀

八島三郎 山本清二郎 依田敬一郎 (一弁)

◎石井一郎 今井忠男 大西保 内山弘 鈴木近治

(6)

中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会

松井 宣

(二弁)

大塚喜一郎

滝田 薫

塚本重頼

(裁判所)

外村 隆

竹村照雄

(検察庁)

秋知和憲

太田常雄

菊池利光

久木野利光

日下文雄

児島 平

小林宏也

佐伯 弘

榊原卓郎

篠原千広

鈴木秀雄

中井宗夫

名波倉四郎

服部邦彦

原山庫佳

日野久三郎

藤井光春

森田洲右

安原正之

山本忠義

(東弁)

池田達郎

梶原 止

設楽敏男

信部高雄

島田一彦

高橋勇次

松家里明

宮田耕作

山田賢次郎

吉田 勸

(一弁)

吉本英雄

入倉卓志

小野田六二

川坂二郎

坂本建之助

田宮 甫

中吉章一郎

野宮利雄

萩原金美

◎松井 宣

安井桂之助

(二弁)

糟谷忠男

新矢悦二

杉山英巳

滝田 薫

土田 勇

(裁判所)

近藤太朗

竹村照雄

寺西輝泰

松浦 恂

水原敏博

(検察庁)

中央大学法曹会会務報告

自昭和五四年三月二二日
至昭和五六年五月二五日

年月日	議事・行事	摘要
54・3・22	第三回人事委員会	於・一弁 出席一三名 議題 (1) 中央大学学員会副会長選考委員推薦の件 (2) 評議員補欠選任の件 (3) 評議員会議長及び副議長選考委員推薦の件 (4) 中大学員会副会長候補者推薦の件
3・28	第十一回会報委員会	於・一弁 出席一〇名 議題 (1) 会報配布割当の件 (2) 大学・学員会・友会へ送付する件 (3) 一般会員に対する会報費請求の件 (4) 会報編集委員会打上式の件
54・3・28	第四回人事委員会	於・一弁 出席一〇名 議題 (1) 中大学員会副会長候補者推薦の件 (2) 評議員補欠候補者推薦の件 (3) 中大学員会協議員候補者推薦の件
//	執行部会	於・一弁 出席 六名
4・10	執行部会	於・一弁 出席 六名
4・24	第五回幹事会	於・一弁 出席三八名 議題 (1) 中央大学学員会副会長候補者推薦の件 (2) 評議員補欠候補者推薦の件 (3) 中大学員会協議員候補者推薦の件

54・6・16	新旧執行部引継会	於・二弁 出席一二名 議題 (1) 会則改正検討の件 (2) 各種委員会に関する件
54・6・14	執行部会	於・法曹会館 出席九名 議題 (1) 第二回全体幹事会開催の件 (2) 正・副幹事長就任披露宴開催の件 (3) 各種委員会に関する件
//	第一回幹事会	於・法曹会館 出席五八名 議題 (1) 幹事長・副幹事長並びに常任幹事選任の件 (2) 事務局職員選任の件
//	定時総会	於・法曹会館 出席七五名 議題 (1) 昭和五三年度会務報告の件 (2) 昭和五三年度会計報告並びに決算承認の件 (3) 役員選任の件 (4) 顧問・参与選任の件 (5) その他
54・5・25	第六回幹事会	於・法曹会館 出席四一名 議題 (1) 昭和五三年度定時総会議題について (2) その他
5・21	第四回大学問題委員会	於・一弁
5・19	第五回人事委員会	於・一弁
4・28	執行部会	於・一弁 出席 五名

54・7・6	執行部会	於・二弁 出席八名 議題 各種委員会に関する件
54・7・17	第二回幹事会	於・二弁 出席四四名 議題 (1) 本年度活動方針に関する件 (2) 委員会の存廃・改組の件 (3) 委員会委員選任の件 (4) その他
54・7・31	第一回法職コース協力委員会	於・二弁 出席一二名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 法職特別コース指導員選考の件 (3) 法職特別コースについての意見書の件 (4) 大学との打合せ会開催の件 (5) その他
54・8・29	第二回法職コース協力委員会	於・東弁 出席一四名 議題 (1) 法職特別クラス編成の件 (2) 法職特別コースイントロ講演者選任の件
54・9・10	執行部会	於・東弁 出席五名 議題 (1) 正・副幹事長就任披露パーティの件 (2) 各種委員会開催の件 (3) 年会費徴収の件

54・11・12	第四回法職コース協力委員会	於・東弁 出席一〇名 議題 (1) 法職特別コースについての意見書の件
54・10・4	第三回法職コース協力委員会	於・東弁 出席一〇名 議題 (1) 法職特別コースについての意見書の件 (2) その他
54・10・15	第一回大学問題委員会	於・法曹会館 出席二四名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 中央大学総長問題に関する件 (3) その他
54・10・23	第一回人事委員会	於・一弁 出席九名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) その他
54・9・12	「法職特別コース」イントロダクション	於・中央大学多摩校舎
54・9・13	正・副幹事長就任披露パーティ	於・ホテルグランドライパレス 出席七二名
54・9・18	「法職特別コース」ゼミ指導員と大学との打合せ会	於・中央大学会館 法職特別コースのゼミの運営について
54・10・3	第二回会則改正委員会	於・東弁 出席一六名 議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他
54・10・12	第一回会報編集委員会	於・一弁 出席一〇名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) その他

54・11・14	第一回常任幹事会	於・法曹会館 出席二二名 議題 (1) 会費徴収に関する件 (2) 各種委員会活動の報告 (3) その他
54・11・21	第三回会則改正委員会	於・東弁 出席八名 議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他
54・11・22	第二回人事委員会	於・一弁 出席八名 議題 (1) 学会会館管理運営検討委員推薦の件 (2) 白門奨学会事業資金募金委員推薦の件
54・12・10	第五回法職コース協力委員会	於・東弁 出席七名 議題 (1) 法職特別コースについての意見書の件 (2) その他
54・12・20	第三回幹事会	於・法曹会館 出席五四名 議題 (1) 各種委員会報告 (2) その他
55・1・7	第三回人事委員会	於・一弁 出席六名 議題 「中央大学創立百周年等委員会に対応する特別委員会」委員推薦の件
55・1・22	「法職特別コース」ゼミ指導員との懇談会	於・法曹会館 出席一九名 「法職特別コース」ゼミについて
55・2・15	第四回会則改正委員会	於・東弁 出席一四名

55 ・ 4 ・ 14	第二回常任幹事会	於・二弁 出席二二名
55 ・ 3 ・ 26	大学理事・新旧法学部長との懇談会	於・玄海 出席一二名 法職特別コースについての意見書及び法職コース全般について
//	大学法職特別コース運営委員との懇談会	於・宮さわ 出席八名 法職特別コースについての意見書及び法職コース全般について
55 ・ 3 ・ 19	第四回人事委員会	於・一弁 出席九名 議題「中央大学々員会副会長詮衡委員」推薦の件
55 ・ 3 ・ 14	第二回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二二名 議題 (1) 「諮問事項」審議の件 (2) その他
55 ・ 3 ・ 7	第五回会則改正委員会	於・東弁 出席一〇名 議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他
55 ・ 2 ・ 26	執行部会	於・二弁 本年度の今後の各種会合日程について
55 ・ 2 ・ 20	第一回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二九名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 「諮問事項」審議の件 (3) その他
		議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他

55・4・25	第四回幹事会	議題 (1) 会則改正に関する件 (2) 各種委員会活動報告の件 (3) その他
55・5・9	中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会小委員会	於・二弁 出席一六名 議題 「百周年記念事業に関する諮問事項について」
55・5・20	第三回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 議題 諮問事項に対する答申案作成の件
55・5・27	第五回幹事会	於・法曹会館 出席六六名 議題 (1) 昭和五四年度定期総会議題について (2) その他
//	定時総会	於・法曹会館 出席一二二名 議題 (1) 昭和五四年度会務報告の件 (2) 昭和五四年度会計報告並びに決算承認の件 (3) 幹事並びに会計監事改選の件 (4) 会則改正の件 (5) 各種委員会活動報告 (6) その他
//	第二回幹事会	於・法曹会館 出席七四名 議題 (1) 幹事長・副幹事長並びに常任幹事選任の件

55・7・30	第二回会報編集委員会	於・一弁 議題 (1) 会報「中大法曹」編集方針と内容について (2) その他
55・7・22	正・副幹事長就任披露パーティ	於・京王プラザホテル 出席七六名
55・7・16	執行部会	於・二弁 議題 (1) 各種委員会今後の日程について (2) その他
55・7・11	第一回法職コース協力委員会	於・東弁 議題 (1) 委員長選任の件 (2) ゼミ指導員推薦の件 (3) その他
55・7・8	第一回会報編集委員会	於・一弁 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 会報「中大法曹」編集・発行の件 (3) その他
55・6・27	第二回幹事会	於・二弁 議題 (1) 本年度活動方針に関する件 (2) 各種委員会委員選任の件 (3) その他
55・6・5	執行部会	於・二弁 議題 (1) 新年度の活動方針について (2) その他
		(2) その他

55・8・20	第三回会報編集委員会	於・一弁 出席八名 議題 (1) 会報「中大法曹」編集方針と内容について (2) その他
55・9・2	第一回大学問題委員会	於・法曹会館 出席一九名 議題 (1) 「中大法職特別コース」についての意見書」に基づく法職課程充実の促進について、就中、法職センター（仮称）の設立促進について (2) その他
55・9・5	「法職特別コース」ゼミ指導員と大学との打合せ会	於・中大央学会館 法職特別コースのゼミの運営について
55・9・8	第一回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二三名 議題 (1) 長期ビジョンの答申について (2) 百周年記念事業に関する答申の報告 (3) その他
55・10・3	第四回会報編集委員会	於・一弁 出席八名
55・10・6	第一回人事委員会	於・一弁 出席一三名 議題 (1) 中央大学・中大法曹会等の各種役員推薦の日程等について (2) その他
55・10・28	執行部会	於・一松 出席六名 議題 (1) 今後の日程等についての打合せ (2) その他
55・11・4	第二回中大創立百周年記念事業並びに長	於・二弁 出席一八名

55 ・ 11 ・ 29	期ビジョン委員会	議題 (1) 長期ビジョンの答申について (2) その他
55 ・ 11 ・ 29	第二回人事委員会	於・一弁 出席一四名 議題 (1) 中央大学・中央大学学員会等の各種役員等推せん (2) その他
55 ・ 11 ・ 29	座談会（会報第六号掲載）	於・法曹会館 出席一四名 「中央大学の法学教育の現状と展望」について
55 ・ 12 ・ 3	第二回大学問題委員会	於・一弁 出席七名 議題 (1) 「中大法職特別コースについての意見書」に基づく法職課程充実の促進について、就中法職センター（仮称）の設立促進について (2) その他
55 ・ 12 ・ 4	第一回常任幹事会	於・法曹会館 出席一九名 議題 (1) 各種委員会活動報告の件 (2) その他
55 ・ 12 ・ 11	第三回幹事会	於・法曹会館 出席五三名 議題 (1) 会費徴収に関する件 (2) 各種委員会活動報告の件 (3) その他
56 ・ 12 ・ 19	第五回会報編集委員会	於・一弁 出席五名
56 ・ 1 ・ 20	「法職特別コース」ゼミ指導員との懇談会	於・法曹会館 出席一四名 ゼミ指導員と法職コース協力委員会委員との懇談会

56・2・9	第六回会報編集委員会	於・一弁 出席六名
56・2・17	第三回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二〇名 議題 (1) 長期ビジョンの総論部分について (2) その他
56・3・27	執行部会	於・法曹会館 出席六名 議題 (1) 今後の日程についての打合せ (2) その他
56・4・21	第三回人事委員会	於・一弁 出席一名 議題 (1) 大学理事、監事補候者推薦の件 (2) その他
56・4・27	第二回常任幹事会	於・法曹会館 出席二六名 議題 (1) 各種委員会活動報告の件 (2) 昭和五六年度中大法曹会役員候補者推せん (3) 中央大学役員推薦に関する報告の件 (4) 昭和五五年度総会の議題に関する件 (5) その他
56・5・25	第四回幹事会	於・法曹会館 出席五九名 議題 右常任幹事会と同
56・5・25	第五回幹事会	法曹会館に於て開催予定

編集後記

中大法曹第6集ができた。一〇回近い会報委員会を重ねて案を練り、それを実行に移した幹事長、副幹事長、幹事、特に高橋事務局長以下、事務局の先生方の御努力の成果である。特に企画の実行や、編集から校正まで、労を惜しまずに努力していただいた事務局の先生方に厚くお礼申し上げる。

今回発行の第6集は、会員各位に関心の深い法職コースの問題点と、多摩校舎の模様に関心を示した。

中大の司法試験合格者数の凋落現象は、中大法曹にとり、最大の関心事であり、「いったい中央大学はどなっているのか」、「この凋落現象は体質的なものか、構造的なものか」、「どうにしようがないのか」、「大学当局の考えは間違っているのではないか」との声すら挙っている。

この危機感から、昨年三月、中大法曹会は、「法職特別コースについての意見書」を大学当局に提出し善処を求めた。その答えともいえるべきものを、戸田学長が寄稿され、また座談会において素直な意見を表明された。この座談会記事は、第6集の目玉である。山本研修所教官、田堰ゼミ指導員の寄稿と併せて、中大と司法試験策を模索する資料としていただきたい。

中大の現況について渋谷理事長の寄稿をいただいた。渥美雅子会員の軽妙な「多摩ニューキャンパス一日探訪記」と併せ読んでいただくと、中大がどのように変貌しつつあるかがわかると思う。

私は何もしない編集委員長であった。委員会には出席したが座談会の当日は、日弁連の「パネルディスカッション刑法改正を考える」の司会者となったため、この重大な座談会には欠席してしまった。中大法曹第6集の編集後記を書くのが編集委員長としての唯一の仕事ということになったようである。ひとえに御海容を乞う次第である。

(編集委員長 原 秀男)

編集委員会では何を目玉にするかについていろいろ意見がありました。みんなが心配している大学の司法試験への対応を聞いてみようということで、木戸口幹事長から大学にお願いし、戸田、崎田、田村の三先生のご快諾を得られましたので、座談会をもちましたところ、真剣で積極的な姿勢を聞かせていただくことができました。

また、多摩校舎の学園と学生のルポをご多忙な渥美先生に千葉におられるので会員ではないのですが、無理にお願いし、わかりやすく活写してもらうことができました。

編集の目的を達成することができたものと、一同安堵するとともに、ご協力に対し深く感謝いたしております。

在朝会員の消息については、今回新しく企画しご寄稿願いました。

なお、「意見書」、「答申書」等は、資料を保存するためもあって会報に掲げることにしたものであります。

(事務局長 高橋記)

中大法曹 第6号

昭和五十六年五月二〇日 印刷
昭和五十六年五月二五日 発行

(非売品)

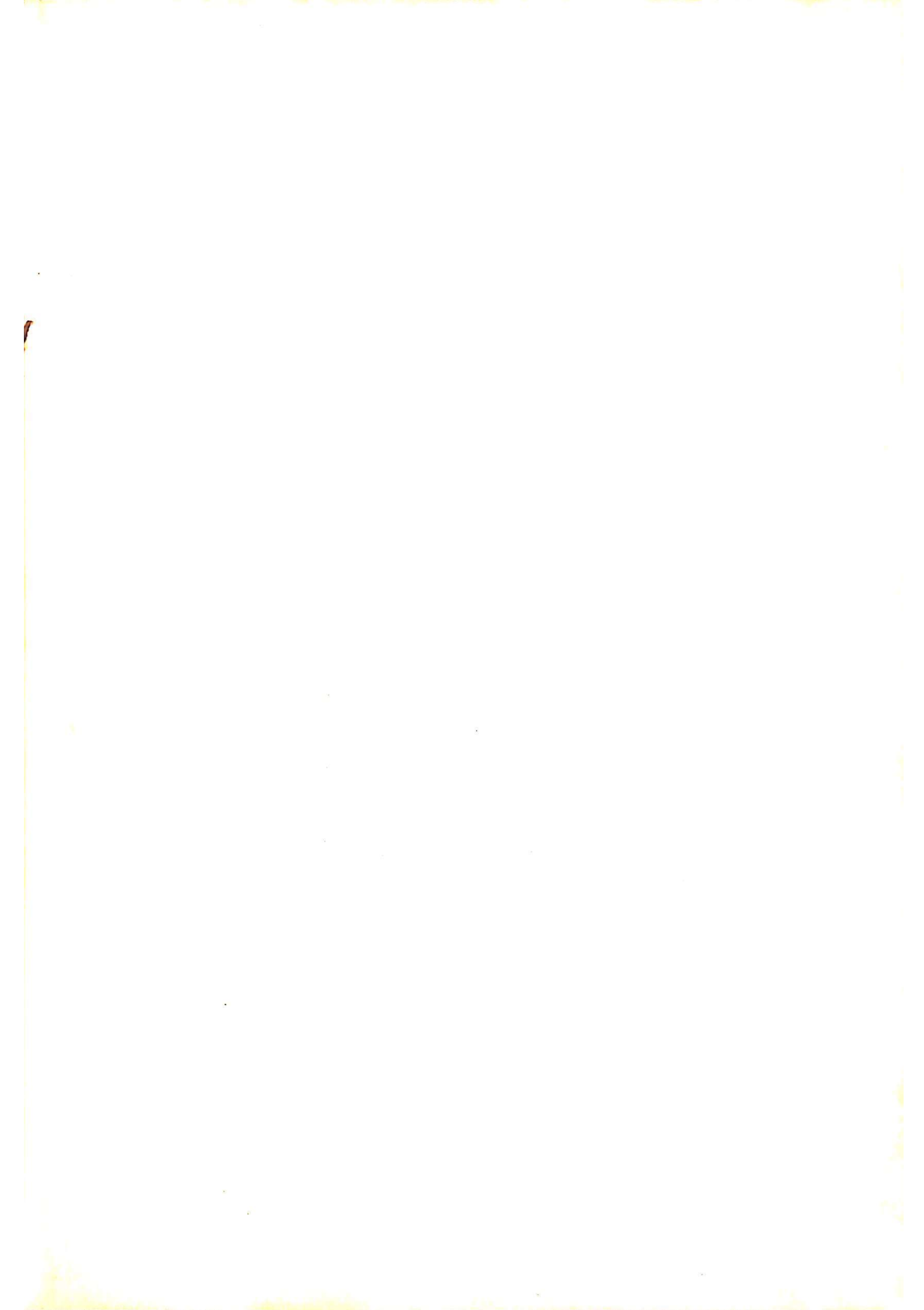
発行人 木戸口 久 治

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(九五六)六五五〇・六五六四



中央大学校歌(旧)

作詞 小林 一郎
作曲 山田 耕 笹

一、皇国の礎固めんためと

中央の名に集える健児

春秋変らぬ芙蓉の雪は

遠く我等の心を照らす

二、質実剛健撓まず倦まず

心を協せて養ひきつる

貴き校風仰ぎて知れと

空に聳ゆる我等の校舎

三、世界の進みに魁すべく

心を鍛へ身を鍛へんと

集り来れる健児の為に

前途を祝はん諸声高く

中央大学応援歌

和田 芳 恵 作詞
諸井 三 郎 作曲

若き血潮みなぎる

中央の意気にみよ

栄光は燦として

我らがうへにあり

謳わずや新興中央

我らが^{かぞ}首途希望にみちて

みよ中央の大旆のゆくところ

陽光もかげりて淡し

若さこそ力こそ我らが生命

戦よ潔かれ

誓の殿堂は厳かに

大穹のもとにかがやく

謳わずや中央